

許可番号 第03414007362号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号  
 氏名 株式会社 環境開発公社  
 代表取締役 粟本 貴志



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎英彦



許可の年月日 平成28年3月22日  
 許可の有効年月日 令和5年3月21日

## 1. 事業の範囲

## 事業の区分

収集運搬（積替え・保管を含む。）

## 産業廃棄物の種類

【積替え・保管を含む。】

鉛さい（水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

【積替え・保管を含まない。】

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず；がれき類及びばいじん（これらのうち廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、焼容器包装及び石綿含有産業廃棄物を含み、廃ブラン管、自動車等破碎物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路1184 84.2m<sup>2</sup> 鉛さい 104m 1.5m

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年3月28日 更新許可（優良認定）

平成30年2月15日 変更許可

令和元年11月6日 氏名の変更

## 5. 積替え許可の有無 無

市名 一

許可番号 ナ

## 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 第03454007362号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市西区南鏡音六丁目12番21号  
 会社名 株式会社 環境開発公社  
 代表取締役 栗本 貴志



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

廣島県知事 湯崎英彦



許可の年月日 平成31年3月23日  
 許可の有効年月日 令和8年3月22日

### 1. 事業の範囲

#### 事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

#### 特別管理産業廃棄物の種類

- ・ 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、ベンゼン及び1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）
  - ・ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機鉛化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
  - ・ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数1.2・5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機鉛化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
  - ・ 廃P C B等（低濃度P C B廃棄物に係るものに限る。）
  - ・ P C B汚染物（低濃度P C B廃棄物に係るものに限る。）
  - ・ 廃石綿等
  - ・ 燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
  - ・ 汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機鉛化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
  - ・ 鉛さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物及びゼレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
  - ・ ほいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和元年5月9日 更新許可（優良認定）  
令和元年11月6日 氏名の変更

5. 積替え許可の有無 無

市名 一 許可番号 一

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 第03301003362号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南觀音六丁目12番21号  
称 株式会社環境開発公社  
代表取締役 要本 貴志

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆

許可の年月日 平成29年8月21日

許可の有効年月日 令和6年6月19日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無  
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類 事業別表のとおり 16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年6月20日 新規許可  
平成29年8月21日 更新許可（優良認定）  
令和元年11月12日 変更届（代表者の変更）

5. 積替え許可の有無  
無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有

別表

## 取り扱う産業廃棄物の種類

株式会社環境開発公社

産業廃棄物の種類	取り扱う産業廃棄物の種類		積替え・保管の有無	無
	取扱う品目	限定がある場合 その内容	積替え・保管を行う産業廃棄物の種類	
			取扱う品目	限定がある場合 その内容
1 燃え殻	○		—	
2 汚泥	○		—	
3 塵土	○		—	
4 廃酸	○		—	
5 廃アルカリ	○		—	
6 リサイクルチック類 自動車等破碎物	—		—	
7 紙くず	○		—	
8 木くず	○		—	
9 繊維くず	○		—	
10 動植物性残さ	○		—	
11 動物系固形不要物	—		—	
12 ゴムくず	○		—	
13 金属くず 自動車等破碎物	—		—	
14 ガラスくず等 自動車等破碎物	—		—	
15 鉛さい	○		—	
16 がれき類	○		—	
17 動物の糞尿	—		—	
18 動物の死体	—		—	
19 ばいじん	○		—	
20 産業廃棄物処理物	—		—	
21 輸入廃棄物	—		—	
取り扱う産業廃棄物		積替え・保管を行う産業廃棄物		
石綿含有産業廃棄物 が含まれるかどうか	含む	—		

(備考) ・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「—」は取り扱うことができないものを示す。  
 ・ガラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くずのこと。  
 ・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。

許可番号 第0335000762号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号  
称 株式会社環境開発公社  
代表取締役 粟本 靖志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太

許可の年月日 平成30年8月31日

許可の有効年月日 令和3年6月15日

### 1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
- (2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 10種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年6月10日 新規許可

平成30年8月31日 変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加）

令和元年1月12日 変更届（代表者の変更）

### 5. 積替え許可の有無

無

### 6. 規則第10条の22第2項において準用する規則第9条の2第6項の規定による許可證の提出の有無

別寒

## 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

株式会社柴田開拓公司

（参考）・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないことを示す。  
・積替を一保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。

許可番号 第03500007362号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号  
 氏 名 株式会社環境開発公社  
 代表取締役 栗本 貴志

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 則



許可の年月日

平成31年 4月13日

許可の有効年月日

令和8年 4月12日

## 1. 事業の範囲

## (1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん  
 (これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)  
 以上16種類

## (2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新又は変更の状況

令和元年 5月 7日 更新許可  
 令和元年11月 1日 変更届 (変更事項: 代表者 (変更前: 小林友則))

## 5. 積替え許可の有無

無

## 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有

許可番号 第03550007362号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号  
氏 名 株式会社環境開発公社  
代表取締役 粟本 貴志

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣政

許可の年月日

平成31年 3月23日

許可の有効年月日

令和8年 3月22日

## 1. 事業の範囲

(1)特別管理産業廃棄物の種類  
裏面のとおり

## (2)事業の区分

積替え又は保管を除く。

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成31年 3月23日 更新許可  
令和元年11月 1日 変更届 (変更事項: 代表者 (変更前: 小林友則))

## 5. 積替え許可の有無

無

## 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

### 特別管理産業廃棄物の種類

- 燃え殻** (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又は、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚泥** (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機隣化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン又は、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油** (揮発油類、灯油類及び軽油類又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸** (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機隣化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ** (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機隣化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 転さい** (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又は、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ばいじん** (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン又は、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃石綿等**
- 廃PCB等** (低濃度PCBに限る)
- PCB汚染物** (低濃度PCBに限る)
- 以上 10 種類**

許可番号 03200007362	
<b>産業廃棄物収集運搬業許可証</b>	
<b>住 所</b>	広島市西区南観音六丁目12番21号
<b>名 称</b>	株式会社 環境開発公社
代表者名前	栗本 嘉志
焼却物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。	
島根県知事 丸山 達也	
<b>許可の年月日</b>	平成25年11月12日
<b>許可の有効期限</b>	令和12年11月26日
<b>1. 事業の範囲</b>	
事業の区分 積替え・保管行為を含まない 以下余白	
産業廃棄物の種類	
産業廃棄物の種類 産業廃棄物一括、金属、ガラス等上3品目、自動車等破損物及びアラク管を除く。 燃え殻、汚泥、砕油、廃油、廃アルカリ、油、オイル、木くず、動植物に残さ、ゴムくず、繊維、 がれき類 以上主要品目、水銀含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、 水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物、などを除く。 以下余白	
2. 積替又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替又は保管 を行う産業廃棄物の種類、積替のための保管上限及び積み上げることができることと 該当なし	
<b>3. 許可の条件</b>	
特記事項なし	
<b>4. 許可の更新又は変更の状況</b>	
(1)昭和60年5月11新規許可 (2)取り扱う産業廃棄物の種類の追加により平成20年11月19日変更許可 (3)平成25年11月12日更新許可 (4)代表者の変更並びに水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る政令改正により 令和元年11月12日審査を交付	
5. 積替え許可の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 松江市の区域に係る積替え許可無	
6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	



許可番号 03104007362

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏名 株式会社環境開発公社  
代表取締役 粟本 貴志

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 平成28年 4月16日

許可の有効年月日 平成35年 4月15日

## 1. 事業の範囲

	取扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1) 燃え殻		—
(2) 汚泥		—
(3) 廃油		—
(4) 廃酸		—
(5) 廃アルカリ		—
(6) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）		—
(7) 紙くず		—
(8) 木くず		—
(9) 繊維くず		—
(10) 動植物性残さ		—
(11) ゴムくず		—
(12) 金属くず（自動車等破碎物を除く。）		—
(13) ガラスくず等（自動車等破碎物を除く。）		—
(14) 鉛さい		—
(15) がれき類		—
(16) ぱいじん		—
・以上16品目、いずれも特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。		
・(6)、(13)及び(15)にあっては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。		

## (備考)

- ・「—」は積替え保管ができないものを示す。
- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ該当なし

3. 許可の条件  
なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 7月 8日 更新許可及び変更許可（品目の追加（燃え殻、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鉛さい、がれき類、ぱいじん））  
令和元年11月13日 変更届（代表者の変更）

## 5. 積替え許可の有無

鳥取市 有 · 無

## 6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有 · 無

許可番号 03154007362

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号  
氏 名 株式会社環境開発公社  
代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治

許可の年月日 平成28年 7月 8日  
許可の有効年月日 平成33年 7月 7日



## 1. 事業の範囲

別紙のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行なう特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ  
該当なし

## 3. 許可の条件

なし

## 4 許可の更新又は変更の状況

平成29年11月14日 変更許可（品目の追加（廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物））

令和 元年11月13日 変更届（代表者の変更）

## 5 積替え許可の有無

鳥取市 有  無 

## 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

 有  無

## 別紙

## 1. 事業の範囲

	積替え保管の有無	その他の限定条件	限定内容											
			ダイオキシン類	一・四一ジオキサン	セレン又はその化合物	ベンゼン	チオベンカルブ	シマジン	チウラム	一・三一ジクロロブロベン	一・一・二一トリクロロエタン	一・一・一トリクロロエタン	シスー一・二一ジクロロエチレン	一・一・一ジクロロエチレン
			取り扱うことができる特別管理産業廃棄物の種類											
(1) 廃油	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-
(2) 廃酸	-	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-
(3) 廃アルカリ	-	-	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-
(4) 廃ポリ塩化ビフェニル等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
(5) ポリ塩化ビフェニル汚染物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
(6) 鉛さい	-	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	-	-	○
(7) 廃石綿等	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(8) ばいじん	-	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	-	-	○○○
(9) 燃え殻	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	○○
(10) 汚泥	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
以上10品目。(4)及び(5)にあっては低濃度のものに限る。														

(備考)「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取り扱うことができないものを示す。

## 様式第12号の二(第十条の二関係)

許可番号 03900007362

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音木丁目12番21号

氏 名 株式会社環境開発公社

代表取締役 粟本 貴志

優  
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

高知県知事

尾崎 正直

許可の年月日

平成30年10月25日

許可の有効年月日

平成31年 2月11日

## 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集・運搬(積替え又は保管を除く。)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(\*1を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(\*1を含む。)、鉛さい、がれき類(\*1を含む。)、ばいじん 以下余白

## ※取り扱う産業廃棄物の種類

\*1:石綿等有毒廃棄物、\*2:化粧使用製品産業廃棄物、\*3:水銀含有量1ppm等について  
記載を含むデータの記載のない場合は含まれない。

2. 備考又は保管を行なうまでの場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行なう産業廃棄物の種類、積替えのための保管上架及び貯蔵方法等につき記載することができる場合は  
該当なし

## 許可の条件

1. 許可更新料未支払状況  
換算は記載のとおり

2. 高知県内に積替え許可の看板一覧

3. 無期免許登録第5項の規定による許可の権利の有無。自記欄に「  
以下空欄」

4. 許可の登録年月日  
平成10年 7月 10日  
平成15年 7月 10日  
平成20年 7月 10日  
平成21年 7月 10日  
平成25年 7月 10日

更新許可

更新許可

変更許可

(燃え殻、廃油、廃アクリル樹脂(アクリル樹脂を含む。)、紙くず(未だす、鐵錆くず、軋植物梢残さ、コムくず、金属くず、ガラスくず、ヨウムリートくず及び陶磁器くず(\*1を含む。)、通さい(がれき類)を含む。)、ばいじんを追加)

平成30年 10月 25日  
令和元年1月1日  
以下各回

更新許可(後良記定)

変更届出式代表取締役の変更

許可番号 03807007362

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号  
 氏 名 株式会社環境開発公社  
 代表取締役 栗本 貴志

優良

第14条第1項  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた者である  
~~第14条の2第1項~~  
 ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優



許可の年月日

平成27年 9月30日

許可の有効年月日

令和 4年 8月 7日

## 1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬（積替え及び保管行為を含まず。）

(産業廃棄物の種類)

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、鉱さい、がれき類、ばいじん（上記産業廃棄物のうち、廃プリント配線板、鉛電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装を含み、廃ブラウン管、自動車等破碎物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当事項なし

## 3. 許可の条件

該当事項なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年 8月 8日（当初許可）

平成16年11月13日（代表者変更（旧：平原道康））

平成17年 8月 8日（更新許可）

平成22年 8月 8日（更新許可）

（裏面に続く）

## (裏面)

平成27年 9月30日(変更許可)

燃え殻、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」、鉱さい、がれき類、ばいじん(上記産業廃棄物のうち、廃プリント配線板、鉛電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装を含み、廃プラウン管、自動車等破碎物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上14種類の追加

平成27年 9月30日(優良認定)

平成27年 9月30日(更新許可)

令和元年11月 1日(代表者変更(旧:小林友則))

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・

許可番号 03709007362

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏名 株式会社 環境開発公社

代表取締役 栗本 貴志

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項  
第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

香川県知事 浜田 恵造



許可の年月日 平成29年10月24日

許可の有効年月日 令和4年10月23日

## 1. 事業の範囲

(1)積替え又は保管の有無:積替え又は保管を含まず。

(2)取り扱う産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃油④鉛さい⑤ばいじん(ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。) 以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

余白

## 3. 許可の条件

余白

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年10月24日 (当初許可)

令和元年11月15日 (法人代表者の変更による書換交付)

## 5. 積替え許可の有無 無

## 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

以下 余白

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



許可番号 第 02809007362 号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島市西区南観音六丁目12番21号

氏 名 株式会社環境開発公社  
代表取締役 粟本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 井戸 敏三

許可の年月日 平成30年10月1日

許可の有効年月日 令和5年9月30日

### 1. 事業の範囲

事業の区分: 収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く)
- 2.汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)
- 3.廃油
- 4.廃酸(水銀含有ばいじん等を除く)
- 5.廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く)
- 6.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)
- 7.紙くず
- 8.木くず
- 9.繊維くず
- 10.動植物性残さ
- 11.ゴムくず
- 12.金属くず
- 13.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)
- 14.鉛さい(水銀含有ばいじん等を除く)
- 15.がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)
- 16.ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く)

以上 16 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

### 2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成30年10月1日 新規許可

### 4. 積替え許可の有無 無

### 5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

様式第七号の二（第十条の二関係）

許可番号 04000007362

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島市西区南觀音六丁目12番21号

氏 名 株式会社環境開発公社  
代表取締役 栗本 貴志優  
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川 洋



許 可 の 年 月 日 平成 26 年 12 月 22 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 3 年 12 月 21 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかなこと。）

**積替え、保管を含まない。**

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破碎物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉛さい、がれき類、ばいじん（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）以上16品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行なうすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積下しのための保管上限及び積み上げができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年12月22日 更新許可

平成16年12月22日 更新許可

平成16年12月22日 変更許可により取扱品目（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉛さい、がれき類）の追加

平成21年12月22日 更新許可

平成26年12月22日 更新許可

平成29年 1月20日 変更許可により取扱品目（繊維くず、ばいじん）の追加

令和 元年11月13日 変更届出により代表者の変更 以下余白

(以下裏面に記載)

(裏面)

5. 積替え許可の有無 有  無 

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

以下余白

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無  有  無

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の宗像・遠賀保健福祉環境事務所で行ってください。

様式第十三号の二（第十条の十四関係）

許可番号 04050007362

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島市西区南観音六丁目12番21号

氏 名 株式会社環境開発公社  
代表取締役 栗本 貴志

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川



許可の年月日 令和 2 年 2 月 26 日

許可の有効年月日 令和 9 年 2 月 25 日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

裏面のとおり  
以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さなし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年 1月31日 変更許可により取扱品目（廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、汚泥）の限定の変更及び取扱品目（鉛さい、廃石粉等、ばいじん）の追加  
令和 2 年 2 月 26 日 更新許可 以下余白

5. 積替え許可の有無  有  無  
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)  
市名  
以下余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無  有  無

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の宗像・遠賀保健福祉環境事務所で行ってください。

(裏面)

## 1. 事業の範囲

積替え、保管を含まない。

**廃 油**（揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

**廃 酸**（水素イオン濃度指数2. 0以下のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燃化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアノ化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

**廃アルカリ**（水素イオン濃度指数12. 5以上のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燃化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアノ化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

**鉱 さ い**（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

## 廃 石 線 等

**ば い じ ん**（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

**燃 え 膜**（カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

**汚 泥**（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燃化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアノ化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上 8 品目 以下余白

## 様式第七号（第十条の二関係）

許可番号 第04305007362号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号  
 氏 名 株式会社環境開発公社  
           代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日 平成 29 年 5 月 19 日

( 2017 年 )

許可の有効年月日 令和 4 年 5 月 18 日

( 2022 年 )

## 1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類	(積替え及び保管行為を含まない)		
	石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
紙くず	—	—	—
木くず	—	—	—
繊維くず	—	—	—
動植物性残さ	—	—	—
ゴムくず	—	—	—
金属くず	—	—	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○	—	—
鉱さい	—	—	—
がれき類	○	—	—
ばいじん	—	—	—
燃え殻	—	—	—
汚泥	—	—	—
廃油	—	—	—
廃酸	—	—	—
廃アルカリ	—	—	—
廃プラスチック類	○	—	—

上記のうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等欄の「○」印があるものについては取扱いを含み、自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ 「無」

## 3. 許可の条件

- ( 1 ) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- ( 2 ) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

- ( 1 ) 平成29年(2017年)5月19日付けで新規許可
- ( 2 ) 令和元年(2019年)11月1日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:小林 友則)

(裏面へ続く)

(裏面)

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 「有」

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

様式第十三号の二（第十条の十四関係）

許可番号 第04355007362号

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号  
 氏 名 株式会社環境開発公社  
         代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫

許可の年月日 平成28年3月2日  
 (2016年)

許可の有効年月日 令和4年12月27日  
 (2022年)

## 1. 事業の範囲

事業区分	収集運搬業
	(積替及び保管行為を含まない)
取り扱う 特別管理 産業廃棄 物の種類	燃え殻 (特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。) 汚泥 (特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。) 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。) 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。) 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。) 廃石綿等 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ 「無」

## 3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

(裏面に続く)

## (裏面)

## 4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成17年(2005年)12月28日付けで新規許可
- (2) 平成23年(2011年)2月28日付けで更新許可
- (3) 平成28年(2016年)3月2日付けで事業範囲の変更許可(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類として「燃え殻」、「汚泥」、「廃油」、「廃酸」及び「廃アルカリ」を追加。)、更新許可及び優良基準適合認定
- (4) 令和元年(2019年)11月1日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:小林 友則)

## 5. 積替え許可の有無 「無」

## 6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 「有」

## 備考

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

## 特定有害産業廃棄物の種類

有害物質	燃 え 殻	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ
アルキル水銀化合物	/	○	○	○
水銀又はその化合物	/	○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	/
鉛又はその化合物	○	○	○	○
有機燐化合物	/	○	/	/
六価クロム化合物	○	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	○
シアノ化合物	/	○	/	○
ポリ塩化ビフェニル	/	/	/	/
トリクロロエチレン	/	/	/	/
テトラクロロエチレン	/	/	/	/
ジクロロメタン	/	/	/	/
四塩化炭素	/	/	/	/
1, 2 - ジクロロエタン	/	/	/	/
1, 1 - ジクロロエチレン	/	/	/	/
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	/	/	/	/
1, 1, 1 - トリクロロエタン	/	/	/	/
1, 1, 2 - トリクロロエタン	/	/	/	/
1, 3 - ジクロロプロペン	/	/	/	/
チウラム	/	/	/	/
シマジン	/	/	/	/
チオベンカルブ	/	/	/	/
ベンゼン	/	/	/	/
セレン又はその化合物	/	/	/	/
1, 4 - ジオキサン	/	/	/	/
ダイオキシン類	/	/	/	/

\* 表中の「○」は取り扱うことができるものを示す。

許可番号 04402007362

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏名 株式会社環境開発公社

代表取締役 栗本 貴志

**廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。**

大分県知事

廣瀬 勝東



許可の年月日 平成29年8月16日

許可の有効年月日 令和4年8月15日

**1. 事業の範囲****事業の区分**

収集運搬 積替え又は保管行為を含まない 以下余白

**産業廃棄物の種類**

燃え船、汚泥（有機汚泥、無機汚泥を含む）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（廃プリント配線板、廃容器包装を含み、自動車等破碎物を含まない）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛型の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含み、自動車等破碎物を含まない）、ガラスくず等（磨石膏ボード、廃容器包装を含み、自動車等破碎物、廃ブラウン管（側面部に限る）を含まない）、鉱さい、がれき類、ぱいじん

（以上16種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。  
含む：石綿含有産業廃棄物）

**2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）**

積替え又は保管行為を含まない。

**3. 許可の条件**

なし

**4. 許可の更新又は変更の状況**

平成29年8月16日	産業廃棄物収集運搬業許可
平成30年2月13日	変更届(役員)
平成30年10月3日	変更届(役員)
平成30年12月12日	変更届(役員)
令和元年10月9日	変更届(役員)
令和元年11月13日	変更届(代表者、役員)

**5. 積替え許可の有無**

市名

有・無  
許可番号**6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無**

有



許可番号第04752007362号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号  
 氏 名 株式会社環境開発公社 代表取締役 粟本 貴志  
 (法人にあっては、名前及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

沖縄県知事 玉城 康裕



許可の年月日 平成30年(2018年) 3月16日  
 許可の有効年月日 令和4年(2022年) 10月11日

## 1. 事業の範囲

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。）

燃え殻（特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。）

汚泥（特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。）

鉛さい（特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。）

ばいじん（特定有害産業廃棄物に限る。詳細は裏面一覧のとおり。）

廃石綿等、廃PCB等（低濃度のものに限る。）、PCB汚染物（低濃度のものに限る。）  
 （積替え保管を含まない。）

## 2. 許可の条件

- (1) 産業廃棄物を船舶に積載する際は、港内に滞留することのないよう船舶の出航時刻に合わせて排出事業所から搬出すること。
- (2) 当該収集運搬業に起因した環境に関する苦情等の申し出があった場合には、直ちにその原因を調査し、適切な措置を講ずること。

## 3. 許可の更新又は変更の状況

平成29年10月12日 新規許可

平成30年3月16日 変更許可（廃PCB等（低濃度のものに限る。）、PCB汚染物（低濃度のものに限る。）の品目の追加）

令和元年11月18日 変更届出（代表者の変更）

4. 那覇市における積替え許可の有無 有・無

## 5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

平成27年9月30日付産業廃棄物収集運搬業許可証（許可番号第3807007362号）

事務所の所在地：広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

事業場の所在地：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笠ヶ原460番11、460番18、  
 460番19、460番20

## (裏面)

取り扱う特定有害産業廃棄物の種類

有害物質	特定有害産業廃棄物の種類						
	廃油	廃酸	廃アルカリ	燃え殻	汚泥	鉱さい	ばいじん
水銀又はその化合物	○	○			○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
有機燐化合物	○	○			○		
六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
シアノ化合物	○	○	○		○		
トリクロロエチレン	○	○	○		○		
テトラクロロエチレン	○	○	○		○		
ジクロロメタン	○	○	○		○		
四塩化炭素	○	○	○		○		
1, 2-ジクロロエタン	○	○	○		○		
1, 1-ジクロロエチレン	○	○	○		○		
シス-1, 2-ジクロロエチレン	○	○	○		○		
1, 1, 1-トリクロロエタン	○	○	○		○		
1, 1, 2-トリクロロエタン	○	○	○		○		
1, 3-ジクロロプロパン	○	○	○		○		
チウラム		○	○		○		
シマジン		○	○		○		
チオベンカルブ		○	○		○		
ベンゼン	○	○	○		○		
セレン又はその化合物		○	○	○	○	○	○
1, 4-ジオキサン	○	○	○		○		
ダイオキシン類		○	○	○	○		

※表中の「○」は取り扱うことができるものを示す。

## 様式 第九号（第十条の六関係）

許可番号 第 07320007362 号

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島市西区南観音六丁目1-2番21号

氏 名 株式会社環境開発公社  
代表取締役 粟本 貴志  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第10条第6項の許可を受けた者であることを証する。

吉井 勝一  
広島市長

許可の年月日 令和 2年 8月11日

許可の有効期限 令和 9年 8月10日

## 1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類	
一般産業廃棄物	一般産業廃棄物	一般産業廃棄物
一般廃棄物	一般廃棄物	一般廃棄物
医療廃棄物	医療廃棄物	医療廃棄物
農業廃棄物	農業廃棄物	農業廃棄物

2. 事業の用に供する全ての施設  
別添検査済証のとおり。3. 許可の条件  
別紙のとおり

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H20. 8.11	更新許可	H22. 8.21	変更許可
H23. 10.26	変更許可	H31. 2.22	変更許可
H25. 10. 2	更新許可(優良認定)	R 2. 9. 1	更新許可(優良認定)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の義務

6. 備考

## 1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
中間処理 (天日乾燥) この欄以下余白	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) (水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (焼却) この欄以下余白	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) 廃油 (これらのうち水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (選別) この欄以下余白	燃え殻(判定基準に適合しないものを含まない。) 汚泥(含水率85%以下のものに限り、判定基準に適合しないものを含まない。) 金属くず ガラスくず、コンクリートくず等の工場物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。 磁器くず 鉱さい ばいじん(燃え殻及び汚泥が混練されたものに限り、判定基準に適合しないものを含まない。) (これらのうち自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃プラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (固化) この欄以下余白	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) (水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (活性化) この欄以下余白	汚泥(無機性汚泥に限り、判定基準に適合しないものを含まない。) 鉱さい ばいじん(判定基準に適合しないものを含まない。) (これらのうち水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下余白

特許

登録

### 3. 許可の条件

造粒固化処理後物を利用又は販売する場合は、排出事業者並のばいじんについて、以下のいずれの基準にも適合するものであることを、3カ月に1回以上の頻度で、検査又はその他の方法により確認すること。

また、ばいじんを含む造粒固化処理後物が、以下のいずれの基準にも適合するものであることを、3カ月に1回以上の頻度で検査を行い確認すること。

- (1) 土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）
- (2) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年12月27日環境庁告示第68号）のうち、土壌の汚染に係る環境基準
- (3) 土壌汚染対策法（平成14年法律第58号）第2条に規定する特定有害物質の基準（含有量基準に限る。）

株  
式  
会  
社

環  
境  
開  
発  
公  
社

有  
限  
会  
社

環  
境  
開  
発  
公  
社

許可番号 第 03424007362 号

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県広島市西区南徳音六丁目 12番 21号  
 氏名 株式会社 環境開発公社  
 代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦



許可の年月日 平成 28 年 3 月 22 日  
 許可の有効年月日 令和 3 年 3 月 21 日

## 1. 事業の範囲

## 事業の区分

中間処理（造粒固化）

## 産業廃棄物の種類

【造粒固化】汚泥（無機性汚泥に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

## 2. 事業の用に供するすべての施設

## (1) 造粒固化施設

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路 1184 番地 平成 21 年 8 月 14 日設置  
 汚泥 240 m<sup>3</sup>/日

## (2) 保管施設

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路 1184 番地 108 m<sup>3</sup> 汚泥（無機性汚泥に限る。）158 m<sup>3</sup> 2.75m

## (3) 造粒固化施設（移動式）

県内全域（広島市、呉市及び福山市の区域を除く。）  
 （駐機場所 広島県広島市佐伯区五日市町石内笹原 10460 番地 18 号） 平成 29 年 12 月 22 日設置  
 汚泥 1200 m<sup>3</sup>/日

## (4) 造粒固化施設（移動式）

県内全域（広島市、呉市及び福山市の区域を除く。）  
 （駐機場所 広島県広島市佐伯区五日市町石内笹原 10460 番地 18 号） 平成 31 年 2 月 26 日設置  
 汚泥 1200 m<sup>3</sup>/日

## 3. 許可の条件

移動式の造粒固化施設については、次のとおりとする。

## (1) 造粒固化施設の稼働は、汚泥の排出事業所内に限る。

## (2) 造粒固化施設からの汚水は、直接公共用水域に排出しないこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成 28 年 3 月 22 日 更新許可

平成 29 年 12 月 22 日 事業の用に供する施設の変更

平成 31 年 3 月 7 日 事業の用に供する施設の変更

平成 31 年 3 月 11 日 事業の一部廃止

平成 31 年 4 月 16 日 事業の用に供する施設の変更

令和 元年 1 月 6 日 氏名の変更

## 5. 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無

有

許可番号 第07422007362号

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏名 株式会社 環境開発公社  
代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

呉市長 新原芳明



環境政策課専用

許可の年月日 令和2年9月16日

許可の有効年月日 令和9年9月15日

## 1. 事業の範囲

## 事業の区分

中間処理（造粒固化）

## 産業廃棄物の種類

・汚泥（無機性のものに限り、判定基準に適合しないものを除く。）

・鉱さい

(これらのうち、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以下余白

## 2. 事業の用に供するすべての施設

## (1) 造粒固化施設（移動式）

設置場所 呉市内 (登録場: 広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字佐ヶ原10460番18)

処理能力 汚泥、鉱さい 1,200 m<sup>3</sup>/日 (8時間)

## (2) 造粒固化施設（移動式）

設置場所 呉市内 (登録場: 広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字佐ヶ原10460番18)

処理能力 汚泥、鉱さい 1,200 m<sup>3</sup>/日 (8時間)

## 3. 許可の条件

(1) 処分を行う場所で、施設の設置にあたり関係法令に基づく許可若しくは届出が必要な場合は、必要な手続きを行い、施設の稼動はそれらが完了した後に行うこと。

(2) 処分を行う場所へ施設を移動する10日前までに、処分を行う場所での設置状況、維持管理状況及び環境保全措置方法を記載した書類を関係書類添えて提出すること。

以下余白

## 4. 許可の更新又は変更の状況

令和2年9月2日 更新許可（優良認定） 以下余白

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

許可番号 第03520007362号

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号  
氏 名 株式会社環境開発公社  
代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 銅政



許 可 の 年 月 日

平成 28 年 5 月 19 日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和 3 年 5 月 18 日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

中間処理(造粒固化(移動式))

#### (2) 事業廃棄物の種類

汚泥(無機汚泥に限る。)

(これらのうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上 1 種類

### 2. 事業の用に供するすべての施設

保管場所：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番25、27

設置年月日：平成29年12月25日、処理能力：1,200m<sup>3</sup>/日 (8時間)

保管場所：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番18

設置年月日：平成31年2月26日、処理能力：1,200m<sup>3</sup>/日 (8時間)

### 3. 許可の条件

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年12月25日 変更届 (変更事項：造粒固化施設1基の追加)

平成30年10月11日 変更届 (変更事項：造粒固化施設の保管場所の地番)

平成31年 3月 7日 変更届 (変更事項：造粒固化施設1基の追加)

平成31年 4月 13日 変更届 (変更事項：造粒固化施設1基の廃止)

令和 元年 11月 1日 変更届 (変更事項：代表者 (変更前：小林 友則))

### 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有

許可番号 03124007362

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号  
 氏 名 株式会社環境開発公社  
         代表取締役 粟本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治

許可の年月日 平成30年 3月 2日  
 許可の有効年月日 令和 5年 3月 1日



## 1. 事業の範囲

	産業廃棄物の種類	中間処理（造粒固化）
(1)	汚泥	○
• 以上1品目、特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。 • (1)については、無機性汚泥に限る。		
(備考)「○」は取り扱うことができるものを示す。		

## 2. 事業の用に供するすべての施設

## (1) 施設の種類：汚泥の造粒固化施設（移動式）

設置場所	鳥取県内における建設工事現場又は解体工事現場内（鳥取市内、岩美町内、若桜町内、智頭町内及び八頭町内を除く排出事業場に限る。）	
施設保管場所	広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番33	
設置年月日	平成29年12月15日	
処理能力	汚泥	1200m <sup>3</sup> /日 (150m <sup>3</sup> /時間×8時間/日)

## (2) 施設の種類：汚泥の造粒固化施設（移動式）

設置場所	鳥取県内における建設工事現場又は解体工事現場内（鳥取市内、岩美町内、若桜町内、智頭町内及び八頭町内を除く排出事業場に限る。）	
施設保管場所	広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番30	
設置年月日	平成31年2月26日	
処理能力	汚泥	1200m <sup>3</sup> /日 (150m <sup>3</sup> /時間×8時間/日)

## 3. 許可の条件

中間処理に伴う騒音レベルを敷地境界線上で維持管理目標値以下とすること。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年11月 1日 変更届（施設保管場所の地番変更）  
 平成31年 3月 11日 変更届（事業の用に供する施設の追加）  
 平成31年 4月 2日 変更届（施設保管場所の変更）  
 令和 元年 5月 7日 変更届（事業の用に供する施設の廃止）  
 令和 元年11月13日 変更届（代表者の変更）

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有	・	無
---	---	---

許可番号 12821007362

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

氏名 株式会社環境開発公社

代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取市長 深澤 義彦



許可の年月日 平成30年 3月 2日

許可の有効年月日 令和 5年 3月 1日

## 1. 事業の範囲

	産業廃棄物の種類	中間処理（造粒固化）
(1) 汚泥		○
・以上1品目、特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。 ・(1)については、無機性汚泥に限る。		
(備考) 「○」は取り扱うことができるものを示す。		

## 2. 事業の用に供するすべての施設

## (1) 施設の種類：汚泥の造粒固化施設（移動式）

設置場所	鳥取県内における建設工事現場又は解体工事現場内（鳥取市内、岩美町内、若桜町内、智頭町内及び八頭町内の排出事業場に限る。） (施設保管場所：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番33)
設置年月日	平成29年12月25日
処理能力	汚泥 1200m <sup>3</sup> /日 (150m <sup>3</sup> /時間×8時間/日)

## (2) 施設の種類：汚泥の造粒固化施設（移動式）

設置場所	鳥取県内における建設工事現場又は解体工事現場内（鳥取市内、岩美町内、若桜町内、智頭町内及び八頭町内の排出事業場に限る。） (施設保管場所：広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番30)
設置年月日	平成31年2月26日
処理能力	汚泥 1200m <sup>3</sup> /日 (150m <sup>3</sup> /時間×8時間/日)

## 3. 許可の条件

中間処理に伴う騒音レベルを敷地境界線上で維持管理目標値以下とすること。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年11月30日 変更届（施設保管場所の地番変更）

平成31年 3月11日 変更届（事業の用に供する施設の追加）

平成31年 4月15日 変更届（施設保管場所の変更）

平成31年 4月22日 変更届（事業の用に供する施設の廃止）

令和 元年11月15日 変更届（代表者の変更）

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 □ · 無 □

监制编号 03229007362

# 許可証業處分棄物廢產業

所 広島市西区南鏡音六丁目 12番21号

名 称 株式会社 環 境 開 発 公 社

代表取締役 株式会社貴元

薬物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを記す。

島根県知事 丸山達

卷之三

許可の年月日　平成29年2月27日

許可の有効期間　令和4年2月26日

## 1. 事業の開始

薬理の区分 一 道筋性(移動式) 以下總合

## 薬理作用の類別

以上1品目、新規色の表示  
農業物、水生植物のを除く  
以下各項に該する

## 2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 造粒・施設  
・施設の種類：造粒固化施設（移動式）  
・処理する廃棄物の種類：汚泥（無機性）  
・設置場所：島根県（松江市の区域を除く）内全域  
・設置位置：島根県（松江市の区域を除く）内全域  
・設置年月日：平成 21 年 2 月 25 日  
・処理能力：150m<sup>3</sup>/時間、8 時間稼働、1,200m<sup>3</sup>/日  
・許可年月日及び許可番号：付録八

(2) 造粒固化施設  
・施設の種類：造粒固化施設（移動式）  
・処理する廃棄物の種類：汚泥（無機性）  
・設置場所：島根県（松江市の区域を除く）内全域  
・設置位置：島根県（松江市の区域を除く）内全域  
・設置年月日：平成 21 年 2 月 25 日  
・処理能力：150m<sup>3</sup>/時間、8 時間稼働、1,200m<sup>3</sup>/日  
・許可年月日及び許可番号：付録九

### 3. 許可の条件

造粒固化処理は産業廃棄物排出事業場内での出張荷物固化に限り、生活環境保全上支障のある場所では出張荷物固化を行わないこと

#### 4. 許可の更新又は変更の状況

- (1)平成29年2月27日新規許可  
(2)造粒固化施設の追加により平成30年1月23日書換え交付  
(3)造粒固化施設の追加及び一部廃止により令和元年5月9日書換え交付  
(4)所有者の変更により令和元年5月12日書換え交付

#### ④ 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有

三



許可番号 12920007362

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 広島市西区南観音六丁目12番21号  
 名称 株式会社 環境開発公社  
 代表取締役 粟本貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

松江市長 松浦正敬



許可の年月日 平成29年2月27日  
 許可の有効年月日 令和4年2月26日

### 1. 事業の範囲

事業の区分 造粒固化(移動式) 以下余白

#### 産業廃棄物の種類

##### 1. 汚泥

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。)  
 汚泥(無機性に限る。)

以上1種類 以下余白

### 2. 事業の用に供するすべての施設

別紙に記載のとおり

### 3. 許可の条件

生活環境保全上支障のある場所では出張造粒固化を行わないこと。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成30年4月1日松江市の中核市移行によりみなし許可
- (2) 造粒固化施設の追加により平成31年3月19日書換え交付
- (3) 造粒固化施設の廃止により令和元年5月9日書換え交付
- (4) 代表者の変更により令和元年11月14日書換え交付

### 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有



※事業の用に供するすべての施設

(別紙)

(1) 造粒固化施設 1

- ・施設の種類：造粒固化施設（移動式）
- ・処理する産業廃棄物の種類：1の1の1種類
- ・設置場所：松江市内全域
- ・設置位置：松江市内産業廃棄物排出事業場（出張造粒固化）
- ・設置年月日：平成29年12月25日
- ・処理能力：150m<sup>3</sup>/時間、8時間稼働、1,200m<sup>3</sup>/日
- ・許可年月日及び許可番号：許可対象外

(2) 造粒固化施設 2

- ・施設の種類：造粒固化施設（移動式）
- ・処理する産業廃棄物の種類：1の1の1種類
- ・設置場所：松江市内全域
- ・設置位置：松江市内産業廃棄物排出事業場（出張造粒固化）
- ・設置年月日：平成31年2月26日
- ・処理能力：150m<sup>3</sup>/時間、8時間稼働、1,200m<sup>3</sup>/日
- ・許可年月日及び許可番号：許可対象外

以下余白

様式第九号（第十条の六関係）

許可番号 04020007362

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 広島市西区南観音六丁目12番21号

氏名 株式会社環境開発公社

代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川 洋

許可の年月日 平成 31年 3月 22日

許可の有効年月日 令和 6年 3月 21日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（造粒固化（移動式））：汚泥（無機性に限る。） 以上1品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

造粒固化施設（移動式）：保管場所 広島市佐伯区五日市町大字石内字笠ヶ原10460番33

設置年月日 平成29年12月25日

処理能力 1200m<sup>3</sup>/日（8時間）

造粒固化施設（移動式）：保管場所 広島市佐伯区五日市町大字石内字笠ヶ原10460番30

設置年月日 平成31年2月26日

処理能力 1200m<sup>3</sup>/日（8時間）

以下余白

3. 許可の条件

移動式処理については、排出事業場敷地内において行うこと。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 元年 5月 24日 変更届出により造粒固化施設の変更

令和 元年 11月 13日 変更届出により代表者の変更

以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

(有) • 無

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の宗像・遠賀保健福祉環境事務所で行ってください。

様式第九号（第十条の六関係）

許可番号 第07620007362号

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島市西区南観音六丁目12番21号

氏 名 株式会社 環境開発公社

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 栗本 貴志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健

許 可 の 年 月 日 平成 30年 2月 22日  
許可の有効年月日 令和 5年 2月 21日

## 1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理業（固化）

産業廃棄物の種類

汚泥（建設汚泥に限る。）

以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

## 2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：固化施設（1号機：BZ210-3）

産業廃棄物の種類：汚泥 以上1種類

設置場所：移動式

設置年月日：平成30年 2月 22日

処理能力：1日あたり1200立方メートル（8時間）

施設の種類：固化施設（2号機：BZ210-3）

産業廃棄物の種類：汚泥 以上1種類

設置場所：移動式

設置年月日：平成31年 2月 26日

処理能力：1日あたり1200立方メートル（8時間）

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年 2月 22日 新規許可

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有



許可番号第04722007362号

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号  
 氏 名 株式会社環境開発公社 代表取締役 粟本 貴志

(住人における名前及び会員登録の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

沖縄県知事 玉城 康裕



許可の年月日 平成29年(2017年) 4月 4日  
 許可の有効年月日 令和4年(2022年) 4月 5日

## 1. 事業の範囲

中間処理

(造粒固化) : 汚泥(無機性のものに限り、特別管理産業廃棄物を除く。)

## 2. 事業の用に供するすべての施設

造粒固化施設2(コマツ自走式土質改良機(BZ210-3))

設置場所: 沖縄県内一円の排出事業場(那覇市内を除く)

駐機場所: 広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番33

設置年月日: 平成29年12月25日

処理能力: 1,200m³/日(8時間) 150m³/時間

造粒固化施設3(コマツ自走式土質改良機(BZ210-3))

設置場所: 沖縄県内一円の排出事業場(那覇市内を除く)

駐機場所: 広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番30

設置年月日: 平成31年2月26日

処理能力: 1,200m³/日(8時間) 150m³/時間

## 3. 許可の条件

(1) 施設の稼働は排出事業場内に限る。

(2) 当該処分業に起因した環境に関する苦情等の申し出があった場合には、直ちにその原因を調査し、適切な措置を講ずること。

## 4. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

(有)・無

平成27年9月30日付産業廃棄物収集運搬業許可証(許可番号第3807007362号)

(以下、裏面に記載)

事務所の所在地: 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号

事業場の所在地: 広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番18、10460番19、  
 10460番25、10460番26、  
 10460番27、10460番30、  
 10460番33

(裏面)

許可の更新又は変更の状況

平成29年4月4日	新規許可
平成29年12月28日	変更届出（造粒固化施設2の追加）
平成30年10月26日	変更届出（事業場の地番変更）
平成31年3月19日	変更届出（造粒固化施設3の追加）
平成31年4月26日	変更届出（造粒固化施設1の廃止）
令和元年11月18日	変更届出（代表者の変更）



那覇市指令環発第 2788 号 令和 2 年 1 月 23 日

許可番号第 11920007362 号

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県広島市西区南觀音六丁目 12 番 21 号  
 氏 名 株式会社環境開発公社 代表取締役 栗本 貴志

准拠規則等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

那覇市長 城間幹



許可の年月日 平成 29 年 2 月 24 日  
 許可の有効年月日 令和 4 年 2 月 23 日

### 1. 事業の範囲

中間処理

(造粒固化) : 汚泥 (無機性汚泥に限る。特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

### 2. 事業の用に供するすべての施設

造粒固化施設 (BZ 210-3)

設置場所 : 移動式 (那覇市内の排出事業場内に限る)

駐機場所 : 広島県広島市佐伯区五日市町石内篠原 10460 番地 33 号

処理能力 : 1, 200 m³/日 (8 時間) 150 m³/時間

設置年月日 : 平成 29 年 1 月 25 日

造粒固化施設 (BZ 210-3)

設置場所 : 移動式 (那覇市内の排出事業場内に限る)

駐機場所 : 広島県広島市佐伯区五日市町石内篠原 10460 番地 30 号

処理能力 : 1, 200 m³/日 (8 時間) 150 m³/時間

設置年月日 : 平成 31 年 2 月 26 日

### 3. 許可の条件

当該施設に起因した環境に関する苦情などの申し出があった場合には、直ちにその原因を調査し、適切な措置を速やかに講ずること。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成 29 年 2 月 24 日 新規許可

平成 29 年 1 月 21 日 変更届 (施設の追加)

平成 31 年 3 月 22 日 変更届 (施設の追加)

平成 31 年 4 月 16 日 変更届 (駐機場所変更)

令和 元年 5 月 7 日 変更届 (施設減 : BZ 210-1)

令和 元年 5 月 22 日 変更届 (住所変更)

令和 元年 11 月 18 日 変更届 (代表者変更)

### 5. 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無

(有) · 無